

2022 消費税法 受講生の皆様へ

<HU22672> テキスト2のお知らせ

表題の教材につきまして、下記のとおり訂正がございますので、ご連絡申し上げます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

【該当箇所】 P39、P73 理論23 2(1)②(ハ)

---

(誤) (ハ) 課税売上割合に準ずる割合を用いて～

(正) なお、課税売上割合に準ずる割合を用いて～

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464

( 月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00 )

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。